

(別紙)

表1 施設の概要

	三光株式会社
設置場所	鳥取県境港市
施設形式	ロータリーキルンストーカ炉※
燃焼ガス温度	850℃以上
燃焼ガスの滞留時間	2秒以上

※ ロータリーキルンストーカ炉で低濃度 PCB 廃棄物（絶縁油、有機顔料、防護具等、廃プラスチック類、木くず・紙くず、ウエス、汚泥及び廃アルカリ）の焼却処理（850℃以上）を行った。また、固定床炉で低濃度 PCB 廃棄物（コンデンサ、抜油後の変圧器及び圧縮後の空ドラム缶）を加熱分離処理（850℃以上）した後、発生したガスを2次燃焼炉で焼却処理（850℃以上）した。

表2 試験試料の種類、量及びPCB濃度

種類	試料量	PCB濃度※
絶縁油	約4.8キロリットル	6.5 mg/kg
有機顔料	約1.7トン	18～72 mg/kg
防護具等	約1.4トン	2.2～9,800 mg/kg
廃プラスチック類	約0.7トン	11～1,300 mg/kg
木くず・紙くず	約0.7トン	8.5～1,200 mg/kg
ウエス	約0.4トン	96 mg/kg
汚泥	約0.8トン	75～600 mg/kg
廃アルカリ	約0.9トン	240～4,200 mg/kg
コンデンサ	4台	60～140 mg/kg
抜油後の変圧器	2台	13～16 mg/kg
圧縮後の空ドラム缶	24本	6.5 mg/kg

※ PCB濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定した。また、コンデンサ、抜油後の変圧器及び圧縮後の空ドラム缶のPCB濃度については、絶縁油中のPCB濃度を示す。

表3 大気中のPCB及びダイオキシン類の濃度

種 類		分析値	基準値等	
施設敷地境界	PCB	通常運転時	0.00000011~0.00000017 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ ※1
		本試験時	0.000000067~0.000000084 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ ※1
施設周辺※3	PCB	通常運転時	0.000000063~0.000000087 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ ※1
		本試験時	0.000000034~0.000000082 mg/m ³	0.0005 mg/m ³ ※1
	ダイオキシン類	通常運転時	0.0052~0.0082 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ ※2
		本試験時	0.0039~0.024 pg-TEQ/m ³	0.6 pg-TEQ/m ³ ※2

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める環境大気中のPCBの濃度
- ※2 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)で定める基準値
- ※3 施設周辺大気の測定は最大着地濃度出現場所付近及び直近の居住地付近の2ヶ所で行った。

表4 排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度

種 類		分析値	基準値等	
排ガス濃度	PCB	通常運転時	0.000026 mg/m ³ N	0.10 mg/m ³ ※1
		本試験時	0.000011~0.000015 mg/m ³ N	0.10 mg/m ³ ※1
	ダイオキシン類	通常運転時	0.0069 ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ ※2
		本試験時	0.020~0.026 ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ ※2

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める燃焼排ガス中に含まれるPCBの量
- ※2 廃棄物処理法施行規則別表第2に掲げる基準(申請書に記載の達成することとした数値が当該基準値より厳しい場合は当該数値)

表5 焼却処理後の燃え殻、ばいじん及び試験試料の加熱残渣等の分析結果

種類	項目	分析値	基準値等	
燃え殻	PCB	< 0.0005 mg/L	0.003 mg/L ^{※1}	
	ダイキシン類	0.0054~0.042 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ^{※2}	
ばいじん	PCB	< 0.0005 mg/L	0.003 mg/L ^{※1}	
	ダイキシン類	1.4~1.9 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ^{※2}	
加熱残渣等 コンデンサの	素子	PCB	< 0.002 mg/L	
	ダイキシン類	0.0000051~0.00068 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ^{※2}	
	容器	PCB	< 0.03 μg/100cm ² 付着していない ^{※1} (判定値0.1 μg/100cm ² 以下)	
変圧器の加熱残渣等	容器	PCB	< 0.03 μg/100cm ² 付着していない ^{※1} (判定値0.1 μg/100cm ² 以下)	
	巻線	PCB	< 0.001 mg/kg 付着していない ^{※1} (判定値0.01 mg/kg以下)	
	鉄心	PCB	< 0.001 mg/kg 付着していない ^{※1} (判定値0.01 mg/kg以下)	
	絶縁紙	PCB	< 0.001 mg/L	0.003 mg/L ^{※1}
		ダイキシン類	0.00090~0.0030 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ^{※2}
	碍子	PCB	< 0.001 mg/kg 付着していない ^{※1} (判定値0.01 mg/kg以下)	
ラジエータ	PCB	< 0.03 μg/100cm ² 付着していない ^{※1} (判定値0.1 μg/100cm ² 以下)		
圧縮後の空ドラム缶	PCB	< 0.03 μg/100cm ² 付着していない ^{※1} (判定値0.1 μg/100cm ² 以下)		

※1 廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したものが、特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号ハに規定するPCB処理物）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。

※2 ばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号ワに規定するばいじん又は燃え殻）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。